

令和3年4月19日

産業労働常任委員会報告資料

産業労働局

目 次

ページ

I 新型コロナウイルス感染症に係る対応について 1

I 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

1 概況

月日	内容
令和2年 12月7日	横浜市・川崎市にある酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店に対し、午前5時から午後10時までの時短営業を要請（令和2年12月7日から17日まで）【第3弾】
12月18日	同要請の延長（12月18日から令和3年1月11日まで）【第4弾】
令和3年 1月7日	緊急事態宣言の発出を受け、県民への外出自粛要請、事業者への営業時間短縮の要請等の方針を決定
1月8日	横浜市・川崎市にある酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店に対し、午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）を要請（1月8日から11日まで）【第4弾】
1月9日	新型コロナウイルス感染症等に係る1月補正予算が成立
1月12日	全県の飲食店等に対し、午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）を要請（1月12日から2月7日まで）【第5弾】
2月8日	同要請の延長（2月8日から3月7日まで）【第6弾】
2月10日	新型コロナウイルス感染症等に係る2月補正予算（その3）が成立
2月13日	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、「まん延防止等重点措置」を創設
3月8日	新型コロナウイルス感染症等に係る3月補正予算が成立し、同要請を延長（3月21日まで）【第7弾】
3月22日	緊急事態宣言解除後は、段階的に営業時間の短縮を緩和することとし、全県の飲食店等に対し、午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）を要請（3月22日から3月31日まで）【第7弾】
3月25日	新型コロナウイルス感染症等に係る令和3年度補正予算が成立
4月1日	4月1日から21日までを「リバウンド防止期間」とし、引き続き、全県の飲食店等に対し、午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）を要請【第8弾】

月日	内容
4月15日	国へ、「まん延防止等重点措置」の適用要請
4月16日	国が、本県を「まん延防止等重点措置」の区域に指定 「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県 実施方針」を制定

2 最近の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

昨年暮れからの営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に対し交付する協力金の概要は次のとおり。

(1) 第3弾

- ア 要請期間
令和2年12月7日～12月17日
- イ 要請内容
午前5時から午後10時までの時短営業を要請
- ウ 要請対象
横浜市、川崎市にある酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店
- エ 協力金の額
最大22万円（2万円／日）
- オ 実施状況（令和3年4月16日現在）
 - (ア) 申請件数 10,765件（郵送5,183件、電子5,582件）
 - (イ) 交付件数 10,435件
 - (ウ) 交付額 2,675,560千円

(2) 第4弾

- ア 要請期間
令和2年12月18日～令和3年1月11日
- イ 要請内容
 - ①12/18～1/7：午前5時から午後10時までの時短営業を要請
 - ② 1/8～1/11：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午後7時まで）を要請
- ウ 要請対象
横浜市、川崎市にある酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店
- エ 協力金の額
最大108万円
 - ① 12/18～1/7：4万円／日
 - ② 1/8～1/11：①から継続の場合 6万円／日
②からの場合 2万円／日

オ 実施状況（令和3年4月16日現在）

（ア）申請件数 13,490 件（郵送 6,130 件、電子 7,360 件）

（イ）交付件数 12,168 件

（ウ）交付額 13,364,220 千円

(3) 第5弾

ア 要請期間

令和3年1月12日～2月7日

イ 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

ウ 要請対象

県内全ての飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

エ 協力金の額

最大162万円（6万円／日）

オ 実施状況（令和3年4月16日現在）

（ア）申請件数 27,429 件（郵送 9,686 件、電子 17,743 件）

（イ）交付件数 19,634 件

（ウ）交付額 36,000,240 千円

(4) 第6弾

ア 要請期間

令和3年2月8日～3月7日

イ 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

ウ 要請対象

県内全ての飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

エ 協力金の額

最大168万円（6万円／日）

オ 実施状況（令和3年4月16日現在）

（ア）申請件数 29,017 件（郵送 9,572 件、電子 19,445 件）

（イ）交付件数 3,639 件

（ウ）交付額 6,734,880 千円

(5) 第7弾

ア 要請期間

- ①令和3年3月8日～3月21日
- ②令和3年3月22日～3月31日

イ 要請内容

- ①午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
- ②午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）

ウ 要請対象

県内全ての飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

エ 協力金の額

- ①の期間：最大84万円（6万円／日）
- ②の期間：最大40万円（4万円／日）

オ 実施状況（令和3年4月16日現在）

(ア) 申請件数 21,298 件

(6) 第8弾

ア 要請期間

当初 令和3年4月1日～4月21日
変更後 令和3年4月1日～4月19日

イ 要請内容

午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）

ウ 要請対象

県内全ての飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

エ 協力金の額

当初 最大84万円（4万円／日）
変更後 最大76万円（4万円／日）

3 まん延防止等重点措置の適用に伴う協力金について

(1) 知事が指定する措置区域での協力金（別紙1参照）

- ア 要請期間
令和3年4月20日～5月11日
- イ 区域
横浜市、川崎市、相模原市
- ウ 要請内容
午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
- エ 要請対象
上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等
- オ 協力金の額（日額）
売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定
 - ・〔中小企業＝売上高方式〕 4万円～10万円
 - ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限20万円（中小企業も選択可）

(2) その他地域における協力金（別紙2参照）

- ア 要請期間
令和3年4月20日～5月11日
- イ 区域
知事が指定する措置区域以外の地域
- ウ 要請内容
午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）
- エ 要請対象
上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等
- オ 協力金の額（日額）
売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定
 - ・〔中小企業＝売上高方式〕 2万5千円～7万5千円
 - ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額
(中小企業も選択可)

(3) 協力金第8弾の対象期間等の変更について

本県が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことに伴い、現在行っている時短要請の終期が4月21日から4月19日に変更されたことから、協力金第8弾の対象期間も、その終期を、4月21日から4月19日に変更する。

上記に伴い、最大交付額も次のとおり変更する。

ア 対象期間

当初 令和3年4月1日から令和3年4月21日まで (21日間)

変更後 令和3年4月1日から令和3年4月19日まで (19日間)

イ 交付額

当初 1店舗当たり最大84万円

変更後 1店舗当たり最大76万円

【参考】

まん延防止等重点措置の適用について（別添参考資料参照）

（重点区域の指定に関する国への要請）

- 昨日（4月14日）、本県における新規感染者数は、ステージⅢ相当に該当する新規感染者数200人/日を超えた。（205人）
- 現在の1週間当たりの新規感染者は、緊急事態宣言時の2月第2週の水準を超えている。
- また、若い世代（20～30代）の感染者の割合も高まっており、変異株の感染も広がっている。
- さらに、病院への搬送件数が増加傾向にある。
- この状況を感染拡大の兆候と捉え、感染者の急増と再度の緊急事態宣言を回避するため、本県を特措法31条の4第6項に基づきまん延防止等重点措置の区域とするよう、国に要請する。

（措置区域について）

- 横浜市、川崎市、相模原市は、人口比と比べても感染者の割合が高く、緊急事態宣言解除後の3市の感染者数は、県全体の7～8割を占めている。
- また、すでに重点区域に指定されている東京都と隣接し、主要駅の乗降客数や、急所といわれる飲食店の数も他地域を圧倒しており、感染拡大の可能性も高いと考えられる。
- こうしたことから、横浜市、川崎市、相模原市を措置区域とする方向で検討する。

【参考】 緊急事態宣言とまん延防止等重点措置等の比較

	緊急事態宣言 （法第45条）	まん延防止等重点措置 （法第31条の6）	現状 （法第24条）
指定	国が都道府県を指定	国が都道府県（重点区域）を指定 （都道府県は指定を要請可能）	—
適用条件	ステージⅣ相当	ステージⅡ、Ⅲ相当	—
対象エリア	全県域	市町村単位、一定の区画	—
県民への要請	外出自粛要請	時短等を行っている場所等に 出入りしないよう要請	外出自粛要請 （生活に必要な場合を除く）
事業者への要請	休業要請 時短要請 政令で定める事項の要請 （マスク飲食、入場禁止等） 要請に応じない場合の命令	時短要請 政令で定める事項の要請 （マスク飲食、入場禁止等） 要請に応じない場合の命令	時短要請 ガイドライン遵守の要請
罰則	30万円	20万円	

知事が指定する措置区域での協力金（横浜市・川崎市・相模原市）

「協力金」の見直しについて					
【中小企業の場合】				(内閣府資料より作成)	
前年度又は前々年度の1日当たり売上高		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～	
1年間のおおよその売上高 (正確な金額)		～約3,000万円 (2,738万円)	約3,000万～約1億円 (2,738～9,125万円)	約1億円～ (9,125万円～)	
事業所シェア		約7割	約2割	約1割	
協力金の金額	緊急事態地域 or まん延防止等重点地域	～20時の時短	3万円/日(注) ※7.5万円の4割	3万円(注)～10万円/日 ※売上高に応じて増加 7.5～25万円の4割	10万円/日 ※25万円の4割
	その他地域		2万円/日 ※5月5日までは21時時短の場合4万円/日		
(注) 4月21日までに、まん延防止等重点措置として時短要請を行った場合には、当該まん延防止等重点措置期間に限り、3万円を4万円とする。(この場合、1日当たり売上高「～7.5万円」は「～10万円」となる)					
【大企業の場合】					
1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円） ※中小企業においても、この方式を選択可					

<大企業の場合の算定例>

- ・ 1日当たりの売上高が100万円から20万円に減少した場合

売上高の減少額 = 100万円 - 20万円 = 80万円

売上高の減少額 × 0.4 = 80万円 × 0.4 = 32万円 … ①

上限額 : 20万円 … ②

協力金の額 : ①と②の何れか低い額、20万円

- ・ 1日当たりの売上高が50万円から10万円に減少した場合

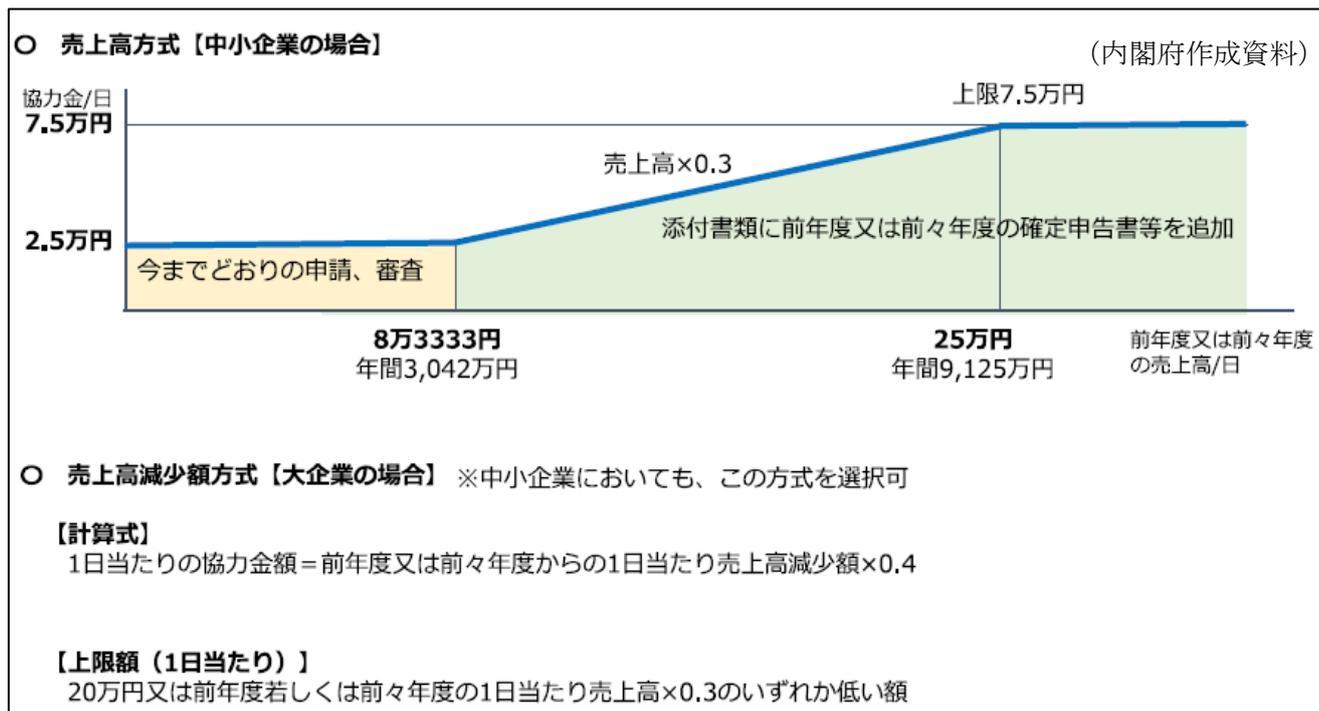
売上高の減少額 = 50万円 - 10万円 = 40万円

売上高の減少額 × 0.4 = 40万円 × 0.4 = 16万円 … ①

上限額 : 20万円 … ②

協力金の額 : ①と②の何れか低い額、16万円

その他地域における協力金（横浜市・川崎市・相模原市を除く県域）



<大企業の場合の算定例>

- ・ 1日当たりの売上高が100万円から20万円に減少した場合

$$\text{売上高の減少額} = 100\text{万円} - 20\text{万円} = 80\text{万円}$$

$$\text{売上高の減少額} \times 0.4 = 80\text{万円} \times 0.4 = \underline{32\text{万円}} \cdots \text{①}$$

上限額

- ・ 20万円 … ②

- ・ 前年度の1日当たりの売上高×0.3 = 100万円×0.3 = 30万円 … ③

の何れか低い額：20万円 … ④

協力金の額：①と④の何れか低い額、20万円

- ・ 1日当たりの売上高が50万円から10万円に減少した場合

$$\text{売上高の減少額} = 50\text{万円} - 10\text{万円} = 40\text{万円}$$

$$\text{売上高の減少額} \times 0.4 = 40\text{万円} \times 0.4 = \underline{16\text{万円}} \cdots \text{①}$$

上限額

- ・ 20万円 … ②

- ・ 前年度の1日当たりの売上高×0.3 = 50万円×0.3 = 15万円 … ③

の何れか低い額：15万円 … ④

協力金の額：①と④の何れか低い額、15万円